

# 琉球大学学術リポジトリ

## 日米関係（沖縄返還） 28

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43808">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43808</a>

追加資料要請

極秘  
無期限  
部内  
号

アメリカ局長  
参事官  
安全保障課長

北米第一課長

沖縄軍方務者の給手賃料について

45. 12. 18  
北米第一課

1. 12月11日在京米大使館シエミツ苦記官より  
北米第一課(加藤)に送付越し別添上メモランダム

を防衛施設省務企画課小林補佐に送付し  
検討方要請しあり左記:3. 在18日同課大貫

君官は加藤を來訪し、12月16日付別添:2. の英  
文+モを提出越し、同メモ記載の資料(時向

当りの給手平均につき、米側より11月5日又12月2日  
提示された給手平均の相違の理由。米大より

(メモランダムに添付された等級別従業員の  
分布表の他に、号俸別従業員の分布表要求書)

七半側より入手方要請があつた。

2. 施設省よりの方務関係斗2次調査用の派

遣:211212. 日米双方ご原則的に合意  
211213. 国元の本件追加資料要求の

112は、前記調査用の派遣時に入手され  
てしはりかがと存せられた。

DPAA Memo  
16 December 1970

SFC 3752

Re: Supplemental Information on Separation  
Allowance for Ryukyuan Employees

1. References are BASIC HOURLY PAY RATE DISTRIBUTED BY FUND AND SEN and LOCAL NATIONAL DISTRIBUTION BY LENGTH OF SERVICE, which are furnished by Colonel Jacobson, Chief JSAC in Okinawa, to GOJ on 2 December 1970.

2. Your specific cooperation is solicited in obtaining supplemental information on the references for the following points:

- a. As of what date's status do these referenced data indicate?
- b. According to the data furnished by Colonel Jacobson on 5 November 1970, average hourly wage of Ryukyuan employees are indicated as follows:

Appropriated Fund .....	August 69	\$79
	July 70	\$88

Non-Appropriated Fund .....	August 69	\$80
	July 70	\$89

However, the data referenced 1 above indicate the following amounts in weighted average which are different from the above.

Appropriated Fund .....	\$81.5
Non-Appropriated Fund .....	\$78.5
Overall	\$80.7

So how have the former figures (furnished on 5 November 1970) been obtained?

- c. So as to compute Ryukyuan separation allowance accrual more accurately, your further cooperation and assistance are requested in making available for us data indicating distribution of scheduled work hour week by fund. If not available at the US Forces in Okinawa, overall average of scheduled work hour week would be helpful.

3. The furnished data of 8 December 1970 indicate distribution of Ryukyuan incumbents by grade of each Pay Schedule. So as to produce more accurate result in estimation of anticipated cost, such data as indicating distribution of incumbents (both Appropriated Fund and Non-Appropriated Fund) by each step of grade under each Pay Schedule will be highly appreciative. A form of the needed data is illustrated as shown in the attached sheet.

Breakdown by Commands is not necessary if such indication causes much inconveniences in preparing data.

EXAMPLE:

RYUKYUAN GENERAL SCHEDULE (RGS)

STEP --	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	TOTAL		
GRADE																		
1																		
2	20 (30)	32 (16)	18 (4)	26 (13)	2 (0)	39 (18)	37 (16)	2 (0)	43 (8)	18 (20)	1 (0)	113 (62)	147 (73)	235 (76)	284 (188)	163 (117)	69 (30)	5 (0)
3																1,268 (680)		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		

NOTE: a. The figures used above are hypothetical ones for illustration purpose.

b. The number of incumbents at Non-Appropriated Fund Activities will be mentioned in parenthesis.

極 秘  
無期限  
1. 部の内  
1. 号

秘

R. Kato.

外務企画課

45.12.22

日米交渉要旨

(沖縄・軍労働問題)

項目	米側主張	日本側主張	備考
基本方針	<p>1. 復帰の際本土に適用されているMLC BUL IHAはそのまま、沖縄にも適用されるべきこと。 (1970.7.30付トーキングペーパー 1.)</p> <p>2. 復帰前において、沖縄のペイ、レベルを漸次本土並の方向に移行すること。 (1970.7.30付トーキングペーパー 2.)</p> <p>3. 次の3事項が、復帰前に日米両国の満足のゆく解決に至る明白な目途を得ない場合は、本土における異なる労務管理制度を沖縄に考慮せざるを得ないこと。 (1970.7.30付トーキングペーパー 3.)</p> <p>(1) 米側負担労務管理制度の削減。</p> <p>(2) 駐留軍員健康保険組合の管理運営の改善。</p> <p>(3) 定率方式賃手当の或るものとの定額方式への変更。</p>	<p>1. 復帰と同時に本土並肩接運用を実施すること。</p> <p>2. 地位協定並びにこれに関連する諸取決めは復帰の際もまた沖縄に適用されるべきこと。</p>	

秘

4. MLC BCU IHAの本土並適用によつて惹起される 唯一の主要交渉向題は、復帰の際の 退職金の調整或は取扱である。 (1970.7.30付トーキングペーパー 6)			
労務管理費	1. 米側負担労務賃費が削減されなければ、 沖縄軍労働者を日本側の管理下に置くこと は困難である。 (1970.7.30付トーキングペーパー (A))	1. 本土における管理費の現状を 説明した。(1970.9.1.会議)  2. 沖縄における管理費の実態 に肉の資料を米側に提出する こと。(1970.9.1.会議)  (1970.12.1.会議)  (主) 1970.12.7付資料提出	111
	2. J. 沖縄の返還に肉連した経費は一切米側の 負担としない。  1. 前記原則に基づき、防衛施設庁が沖縄に 行政事務を取扱う業務を遂行するための一切 の経費は米側では負担しない。 (1970.11.27.付トーキングペーパー 3C)	1970.11.27.トーキングペーパー 3Cに肉の米側具体案について 考慮されたならば、3C は撤回する。  (1970.12.1.グリーン特別補佐官)  未側負担管理費算定方 式案を米側が準備する。	
	3. 米側負担労務管理費と軍従業員数との間に 合理的な関連性を設定する。  (防衛施設庁の機構及び定員に介入せず 方式) (1970.11.27.付トーキングペーパー 3C)	(1970.9.2. 議事録)  (主) 1970.12.1. グリーン特別 補佐官から提案する。	

	4. 管理費償還手続を簡素化し事前協議方式 として 1972 年度から実施する。 (1970.11.27.付トーキングペーパー 3d)	
	5. 米側が負担すべき管理費の対象となる ■ 管理費支員数は MLC, BU, MC 従業員数に ・ 対する一定割合によって決定されるべきであり。 従業員数 110 人にに対し 管理費支員数 1 名の 割合とすべきであると基本的には考えるが 端数を切り捨て 100 に対する割合をもって決定 すべきである。	
	1. 米側負担管理費の算定方式 $\text{従業員数} \times \frac{1}{100} \times \left( \begin{array}{l} \text{MLC, BU, MC の管理費} \\ \text{支員数} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{うけ取費以外} \\ \text{の経費} \end{array} \right)$ (日本側) 管理費支員数 (支員数人件費)	
	(1970.12.1. グリーン特別補佐官提案)	
駐留軍委員健康 保険組合	1. 駐健保組合が、支員成比例的 に増加することなく沖縄に向け追加業務を行う 能力があるかどうか検討したい。 (1970.7.30.付トーキングペーパー (B))	1. 医療施設、医療給付等 沖縄と本土との格差 が大きい事実、厚生省の方針未決定の事実を指摘 するとともに、本土駐健保組合の保険料率 改定につき直下在日米軍と防衛施設方面で 交渉を進めることとした。 (1970.9.1. 会議) 2. 沖縄の水準が、本土並に遅れる点の向、堅定的 に沖縄独自の駐健保組合設立の案を示唆した。 (1970.9.1. 会議)
		1. 本土における保険料率 改定については従来通り 交渉を進めることとした。 (1970.9.2. 議事録) 2. 沖縄における駐健保組合の在り方について

			防衛施設庁で具体案検討の 上、労務小委員会に討議 する。(1970.9.2. 議事録)
	2. 医師・医療施設・保健料負担額等本土と沖縄 間の格差が大きいので、沖縄独自の健保組合を 設立する。(1970.11.30. グリーン特別補佐官説明)		
特別作業手当	1. 従業員の利益を害うことなく定確化する。 (1970.7.30. トーキングペーパー C) (1970.9.1. グリーン特別補佐官説明)	1. 在日米軍と防衛施設庁間の特作手当折衝交渉 を説明した。  2. オフセット・ペニフィントに関する日本側の反対提案 を考慮すれば、米側提案と前向き に考慮する。(1970.9.1. 会議)	防衛施設庁と在日米軍間に 双方満足のゆく解決を得る よう引続き交渉する。 (1970.9.2. 議事録)
退転手当	1. 退職の際米側が支払うべき退転金を、返還後も引き継ぎ、勤務中の従業員に対しては、二者 が実際に退転する日に支給することとする。 (1970.9.1. グリーン特別補佐官説明)	1. 米側の考え方について理解するか、退転金支給留保期間中の利息相当額を加算すべきこと、及び人員整備退転手当割増額 の算定に当たっては、返還前の勤務期間を 通算すべきこと、並びに退転金支給留保 については、在日米軍と従業員との間で 復帰前に所要の措置をとるべきことを 指摘した。(1970.9.1. 会議)	1. 復帰前及び復帰後に ある退転金の取扱方 式に因る検討を労務 小委員会において行う こととするよう合意した。 (1970.9.2. 議事録)
		2. 左の日本側の考え方の 詳細につきブリーフィング を行った。 (1970.11.5. 労務小委員会)	

	2. ア) 復帰前の勤務に至る退転金については、 半額方式で計算した額を、米側は債務として 認める。	2. 退還なかりせば、全勤務時間に亘り、半額 方式より米側が負担すべき額を指摘。米側の 主張が結果的に云つて、返還と奇貨として 米側負担分の「軽減」を図ったこととなる旨 指摘した。(1970.12.1. 会議)	
	1) 復帰後については、日本本土で計算した額を 方式	左の差額を日本側が全額負担する 必然性はない。(1970.11.30. 会議)	退転金試算のための基 礎資料を米側には提 供する。(1970.11.30. 会議)
	ウ) 復帰前後における勤務系統の実態を に着目し、復帰前ににおける勤務開始時 より、日本本土式を適用するとすれば 前記ア、乙ベイとの差額は、日本側の 負担とする。	車両の場合はにおける取扱例を指摘した。 (注) 1970.12.8付資料 (1970.11.30. 会議)	米側から提供あり。
	エ) 復帰前の退転金は、その額を固定して、 実際の支払は当該軍労働者が復帰後に おいて実際に離転する時まで延期すること する。(1970.11.27.トーキングペーパー2) (1970.11.30. グリーン特別補佐官説明)	当該延期期間の利息相当額は、米側が 負担すべきである。 (1970.11.30. 会議)	
	オ) 退転手当の取扱上、返還前の勤務と 返還後の勤務を分離し得るとの原則 日本側は を労務小委員会において認めている。	日本側としては、該労務小委員会にみ ては、考え方得る技術的方針論につ いて例を挙げたに過ぎないであつて、 米側の考え方を容認したものではない 旨指摘した。 (1970.11.30. 会議)	